

議案第40号

読谷村立保育所給食費徴収条例の一部を改正する条例

読谷村立保育所給食費徴収条例（令和元年読谷村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,500円」を「6,000円」に、「4,500円」を「5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の読谷村立保育所給食費徴収条例第2条の規定は、令和7年7月1日以後の食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）から適用し、同日前の給食費については、なお従前の例による。

令和7年6月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實